

社会福祉法人親愛福祉会 役員等報酬規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人親愛福祉会（以下「この法人」とする）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対しては職務執行の対価として、別表1のとおり報酬を支給するものとする。

- 2 役員等に対しては職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、会議の出席及び理事長の命を受けて法人・施設運営のための業務にあたった都度、14日以内に支給する。

- 2 報酬は銀行振込または現金により支給する。
- 3 報酬は法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 報酬額

理事

名 称	報 酬 額
理事会等の会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	3,000円

監事

名 称	報 酬 額
理事会等の会議への出席	5,000円
監事監査への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	3,000円

評議員

名 称	報 酬 額
評議員会等の会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	3,000円